

## 経済建設常任委員会会議記録

- 1 日 時 令和8年2月13日(金) 午後1時29分～午後3時32分
- 2 場 所 第2委員会室
- 3 出席委員 井上委員長、齋藤(育)副委員長、鈴木、相澤、中村 各委員
- 4 傍聴者 なし
- 5 説明者 田邊経済部長、星野農林課長  
関都市建設部長、松井都市計画課長
- 6 事務局 武井事務局長、倉澤副主幹
- 7 議 事 (1) 経済部各課の所管・調査事項報告  
(2) 都市建設部各課の所管・調査事項報告  
(3) 経済部・都市建設部についての調査事項検討及び意見交換  
(4) 今後の日程について

### 8 会議の概要

#### (1) 経済部各課の所管・調査事項報告

○委員長 それでは議事に入る。初めに、次第3の(1)、経済部各課の所管・調査事項報告に入る。

#### ア 農林課

##### ・所管・調査事項報告

○委員長 それでは最初に、農林課の所管に係る事項について、報告及び説明をお願いします。農林課長。

○農林課長 それでは通告のあった農林課の調査事項について報告させていただく。資料1ページを御覧いただきたい。

林道三峰東線の復旧状況について報告する。資料は昨年12月に報告した林道三峰東線の資料になるが、昨年12月15日に施主から聞き取りを行ったので、その結果を資料下段に加えさせていただいた。

復旧期限は令和7年12月末日までとしていたが、12月の聞き取りでは、期限までに復旧は無理であるとの回答があった。

林道路面損傷に伴う復旧については、令和7年12月末までに原因者が復旧を行う内容の誓約書が提出されている。これまで弁護士と相談しながら、原因者との面談を重ねてきたが、一部の復旧のみで全箇所への復旧には至っていない。誓約書では、期限までに工事が完了できなかった場合、復旧工事に必要な費用を市へ支払うことが記載されているので、今後は市が工事を行うことで手続を進め、早期開通に努めていきたいと考えている。

予定としては、工事に必要な予算を令和8年度予算で要求していく。

農林課からは以上である。

○委員長 報告及び説明が終わった。内容について順次質疑を行いたいと思う。まず調査事項、林道三峰東線の復旧状況について質疑はあるか。中村委員。

○中村委員 12月15日に聞き取りをして復旧は無理となり、市が代執行ではないが、令和8年度予算に計上予定であり、予算が通れば令和8年度市が復旧する。原因者との間には、

市が復旧後に代金を市に支払うと誓約書の中に文言が入っているというが、令和8年度に復旧したときに、期限を定めて支払うという文言になっているのかどうか伺いたいと思う。

○農林課長 復旧にかかった経費を請求していく中での期限ということであるが、そこに関してはこれから弁護士と調整しながら決めていきたいと思っている。一気に徴収することは難しいと思うので、弁護士と相談しながら早期納入に努めたいと考えている。

○中村委員 復旧の工事費の中で、復旧後その代金については市に支払うという文言のみで、原因者または所有者という文言は何もないのか。

○農林課長 そうすれば誓約書に記載してある条文を読み上げさせていただく。

誓約書の第3条の中で、私は第1条の期限、この期限というのは令和7年12月末日であるが、期限までに本件林道の損傷箇所の復旧工事が完了しなかったときは、貴市に対し復旧工事に必要な費用の相当額を支払います、という内容で施主から誓約書をいただいている。これに基づき効力を発生するというので弁護士にも確認をとっているの、これをもってかかった経費を請求していくことで考えていきたいと思う。

○中村委員 こういうケース以外にも、代執行した場合、原因者負担に基づいて請求するが、ほとんどお金が取れない。国内の事例の中でもお金が取れない状況に陥るのが大分多いが、今後支払いがされずに弁護士を入れて、財産があればそれを差し押さえるなりして競売にかけていけばいいかと思うが、まだ復旧をしていない状態で令和8年度で予算計上して復旧を行っていく予定なので、その辺、市が代理でやった場合の工事費の支払いについてスムーズに支払われるよう、当局の御努力に期待申し上げる。何かあるか。

○農林課長 こちらとしても努力していくということしか言えないが、担保の関係は以前もお話ししているが、土地を何筆か持っているの、検討したが、抵当権自体がもう3番、4番案件になってしまうということで、そこまでして手間をかけても、取る見込みは厳しいだろうという弁護士との相談結果を踏まえ、基本的にはお金の請求に努め、これが何年かかるかわからないが、請求していくことで対応は考えていきたいと思う。

○委員長 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 なければ以上で農林課を終了する。

以上で経済部各課の所管・調査事項報告を終了する。

それでは次回の委員会について、事務局より日程等を説明させる。事務局。

(事務局説明)

○委員長 説明が終わった。それでは次回の委員会については、事務局からの説明のとおり実施したいと考えるが、これについてはよろしいか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○委員長 それではそのように決定する。

以上で経済部を終了する。

(当局入替え)

## (2) 都市建設部各課の所管・調査事項報告

### ア 都市計画課

#### ・所管・調査事項報告

○委員長 それでは、次第の3、(2)都市建設部各課の所管・調査事項報告に入る。最初に都市計画課の所管に係る事項について報告及び説明をお願いします。都市計画課長。

○都市計画課長 調査事項1、三峰林道盛土箇所の開発における進捗状況についてであるが、当該事業については、令和6年6月に沼田市地域開発事業指導要綱に基づく事前協議が一定の条件を付した上で終了した後、令和7年5月には事業者から工事着手届が提出され、市においてこれを受理している。

また、令和7年7月14日には、委員の皆様へ現地調査として当該箇所を御確認いただいている。その後、令和7年8月までには境界杭の復旧作業に合わせ、周辺への影響や安全面に配慮する観点から、資料1ページの写真のとおり、既設盛土の高さを下げる措置が事業者により行われている。

事前協議終了後も、市としては協議内容を踏まえ、事業の円滑な進捗に向けた助言等を行ってきた。

しかしながら、事業実施を取り巻く諸条件の整理に時間を要していることなどから、当初想定していた事業の進行が困難な状況となっており、現在は、開発指導要綱の枠組みの中で事業計画の変更、または事前協議の取下げも含め、事業者に対し必要な助言等を行いながら、協議を継続している状況である。

今後については、事業の方向性が整理された段階において、地元関係者に対しこれまでの経過や今後の対応について説明を行う考えである。

市としては、要綱及び関係法令の趣旨を踏まえつつ、事業が不必要に長期化することのないよう、関係部署と連携し、適切に対応していく。

続いて報告事項1、立地適正化計画の検討状況について報告する。立地適正化計画の検討状況についてであるが、前回報告の令和7年10月以降の検討状況について報告する。

令和7年11月25日から12月26日までの間、パブリックコメントを行い、2人から4件の意見をいただいた。意見の概要は、教育機能の充実による若者定住、池田地区の生活環境の維持、交通ネットワークの充実などの意見が提出され、市の考え方をホームページで公表している。また、11月27日に住民説明会を行い、8名の方に参加いただいた。その中で主な意見は、市民アンケートの妥当性、誘導区域設定の根拠、防災や自然環境への考え方、人口の流出と空き家対策、教育機能の充実による若者定住、先行事例の提示などの意見が提出され、その意見に対する計画の考え方をお示しした。パブリックコメントや住民説明会での意見を踏まえ、より分かりやすい計画となるよう検討を進めてきた。

添付の資料を御覧いただきたい。本日資料として添付している概要版については2月現在のものであるが、これに基づき御説明する。

1ページ、立地適正化計画は、国の制度に基づくものであり、人口減少や高齢化が進む中で、将来にわたり持続可能な都市をつくることを目的としている。計画期間は令和8年度から令和27年度まで、対象区域は沼田市全域となっている。

2ページを御覧いただきたい。市の現状及び課題が整理されている。

3ページを御覧いただきたい。まちづくりの基本方針については、都市計画マスタープランと同様の基本理念「豊かな自然とまちの魅力を活かしたところ豊かに暮らせるまちづくり」を基本方針とし、中心拠点、都市計画区域外の白沢地区コミュニティセンター、利根地区コミュニティセンター周辺を、地域生活拠点としての位置付けを行い、その各拠点を公共交通

で結ぶ多極ネットワーク型都市構造の形成を目指すこととしている。また、3つの具体的な方針、都市機能が集積する沼田中心部の交流やにぎわい創出による魅力向上、拠点のコミュニティ性の維持による、安心安全で暮らしやすい居住環境の実現、拠点をつなぎ交流を生む公共交通ネットワークの形成を定めている。

4ページ、5ページを御覧いただきたい。本計画では医療・商業・行政施設などを集積維持する都市機能誘導区域、人口密度の維持を目指す居住誘導区域を設定している。居住誘導区域については工業系の用途地域とハザードエリアを除く既存の用途地域内に設定している。

なお、この誘導区域から外れる地区については、居住を制限したり移転を強制するものではなく、地域の特性に応じて生活道路や基礎的なサービスの確保など、必要な配慮は、引き続き行っていく。

6ページを御覧いただきたい。誘導施策の設定についてであるが、関係する既存の各部署の施策を掲載しており、ほかに居住誘導区域内に居住する人口の維持を目的に補助金などの導入の検討を考えている。7ページを御覧いただきたい。計画公表予定の令和8年4月以降は誘導区域外などで開発や建設が行われる場合、定められた要件により届出の義務が生じることとなる。

このように立地適正化計画は、国の制度に基づき都市の将来像を具体的に描くことで、暮らしやすく、安心安全で持続可能なまちに導いていくための仕組みとなっている。

今後、2月27日の策定協議会、3月13日の都市計画審議会を経て、4月に公表の予定となっている。

都市計画課からは以上となる。

○委員長 報告及び説明が終わった。内容について順次質疑を行う。まず調査事項1、三峰林道盛土箇所の開発における進捗状況について質疑はあるか。中村委員。

○中村委員 先ほど農林課で三峰林道の復旧について、原因者で復旧できない。沼田市が代わって令和8年度に予算を計上して復旧していき、その工事費については原因者負担で支払っていただくという誓約書の文言が、弁護士確認の上、入っているということである。この辺については農林課との情報共有はされているのか。

○都市計画課長 関係部署との情報共有については、2月2日に環境課、農林課、建設課、都市計画課の担当や部長などを交え、この案件の情報共有を行っており、今年度に行えること、来年度に向けて行えることの情報共有等を整理した。

○中村委員 先ほど農林課から説明があり、代執行した分の工事費を市に支払うという約束の中で、もしそれが履行されない場合は原因者なり所有者が支払う旨の協議はあるのかという質疑を農林課にしたところ、そういうものはなく、持っている土地等の担保も、土地に第1、第2と抵当権がついていて、今から市が抵当権を設定しても競売にかかったときに市に入らないということから、抵当権の設定も行わないという報告があった。この原因者については復旧するお金もないという状況の中で、先ほど都市計画課長が説明したように、今後目的を着々と推進するように指導しているという話であり、その中の1つの方法で取下げという説明があったが、結局この目的に向かって推進を図るといって、業者の経済力が多分ないと思うので、もし目的が達成されずに取下げになったと仮定すると、この盛土の扱いはどうなるのか。取り下げると盛土を元に戻すのか。

○都市計画課長 地域開発指導要綱上から申し上げると、事前協議をして協議済みで、工事

に着工するわけであるが、現場がまだ一切動いていないという中で、開発がもしできないのであれば計画の変更、もしくは中止という選択になろうかと思うが、その盛土の扱いについては、土砂条例であったり、盛土規制法もあるので、その部分でどのようなことができるかというところは、今後も連携なり検討なりを進めていきたいと思っている。

○中村委員 届出に目的に基づいた施工が多分、経済力等から見ると、林道も復旧できない状況であるから、目的達成まではいかないのではないかと思う。ましてやこの写真を見ると、いろいろ盛土に手を加えて今の状態になっているのであろうが、平らな部分の太陽光を設置する部分を見ても、狭くなってしまっていて経済的効果もないのではないかと思う。そんな中で考えるのは、目的が達成されずに計画変更等が出されて何らかの指導をしていく状況になるのかと思うが、結局は近隣の土地所有者や下の住民にしてみると、土砂の災害が一番危険で懸念される場所なので、計画が達成されない中で指導をしていく場合に、この盛土による災害等が起きないように指導管理を徹底していただければと思う。これについて考えはあるか。

○都市計画課長 危険な盛土の状況を安全な状態にするような指導というのは、行政として引き続き全庁的な体制で進めていければと思う。

○委員長 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 なければ自分からよいか。進行を代わる。

○副委員長 委員長。

○委員長 この盛土の高さを下げて、崩れないようにしてもらってはいるが、地元の人からするとまだ不安は残るところだと思う。もしこの量の盛土が大雨で流れた場合にどの辺まで影響があるのか、今下にある民家には実際に影響があるかどうかということ調査されているのかどうか伺いたいと思う。もしされているのであればその影響の範囲を伺いたいのと、事前協議をもし取り下げた場合、開発のほうでは土砂の撤去は指導できないということでのいかどうか確認させていただきたい。

○都市計画課長 まず影響の調査であるが、どのくらいの雨でどの範囲まで影響が出るかという調査はしていない。2点目の、取り下げたときに指導できないかということであるが、先ほどもお話ししたとおり、各課で連携しながら全庁的な指導という形を取らせていただければと考えている。

○委員長 土砂の影響範囲であるが、今、どんな災害がいつ起きるか分からないということがいろいろな報道で、地域の方々も承知されていると思うので、この状態がずっと放置されているというのは、地域の方々、特にこのエリアの下に住んでいる方からすれば不安だと思うので、もし調査ができるのであれば、そこの自分たちが住んでいるところまで、基本的には影響がないということが分かれば、それはそれで安心できると思うので、そういった調査ができるのであればお願いしたいと思う。それと事前協議のほうの確認であるが、協議が取下げになった場合には、基本的には土砂条例で対応という、あくまでそちらの開発協議がなかったことになって、その上で今のところに土砂が盛られている。その土砂の量は土砂条例などで規制されているという考え方でよいのか。確認させていただきたい。

○都市計画課長 まず影響の調査については、そういうことができるかどうかをまず検討していきたいと考える。2点目の、土砂条例の指導になるかどうかということであるが、基

本は土砂条例の指導という形になろうかと思うが、事前に相談をいただいている案件でもあるので、都市計画課も協力しながらということを考えている。

○委員長 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 なければ次に報告事項1、立地適正化計画の検討状況について質疑はあるか。相澤委員。

○相澤委員 資料4ページの都市機能誘導区域に誘導施設の商業機能のところに大規模小売店が入っているが、大店立地法に該当するような店舗の誘致を当該地区のどの辺りで想定していて、またどのような誘導を実際に試みているのかということ、今やっている活動なり想定していることがあれば教えていただきたい。

○都市計画課長 この大規模小売店であるが、1,000平米以上の店舗を指すものということであり、どの辺というところは、このオレンジ色の区域の中で実現できればという計画であり、具体的にどこという計画はない。このオレンジ色の区域の中で実現できれば、都市としての機能が上がるという組立てとなっている。具体的にどういう形で誘導するかというところであるが、特にここに出したから補助金が出るとか、そういう組立ては今のところなく、このオレンジ色の都市機能誘導区域のところに誘導する施設が集まってくれば、自然に誘導されるというところもあるかと考えている。

○相澤委員 誘導をするのにどうやって誘導していくのかというのがやはり必要になってくるのかなと思うし、あとは見直し期間が5年ごとにあると思うが、そもそもこの地区に大型店舗が必要なかどうかということも検討していく必要があると思うので、その辺も御検討をお願いします。それともう1つ同じ欄の、教育文化機能のところの交流施設、ここも現在不足しているが、都市機能の誘導を図るという方針に該当していると思うので、この交流施設というのは具体的にどんなものを想定しているのかお聞かせいただきたい。

○都市計画課長 大型店舗の是非については、いろいろなバランスがあるかと思うので、その辺は順序立てて計画しながら皆さんとの合意形成を図っていかないと考えている。それと2点目の交流施設については、今現在のところ、市民アンケートやワークショップなどにおいて、沼田の駅前にこのような交流施設があったらどうかという意見があった。駅の電車待ちをしながら交流できるような施設というものを今現在は想定している。

○相澤委員 交流施設については承知した。資料7ページの内容によると、鉄道やバス等の交通結節点における、ということであったので、バス停等も想定しているのかと思ったが、今の話だと駅前ということで承知した。最後にもう1点であるが、8ページの防災指針に係る評価指標のところの災害ハザードエリア内における居住人口割合であるが、これを基準値よりも目標値に向かって下げていくという目標が立てられていると思うが、ここでのインセンティブをどうつけていくのか。今想定していることがあればお聞かせいただきたい。

○都市計画課長 この計画全体の中で、都市機能誘導区域、居住誘導区域の利便性を高めることによって、危険な場所から安全な場所、かつ便利な場所に引っ越していただくということを想定している。先ほど説明の中でもあったが、居住誘導区域外から区域内へ転居なり、転入される方に対しての利子補給制度というものを今検討中であり、そのような方策も考えているところである。

○委員長 ほかに。鈴木委員。

○鈴木委員 沼田病院がまだ記載されているが、閉院した場合にこのオレンジ色のエリアが変更になるのか。それとも沼田病院がなくなったとしてもそのままオレンジ色のエリアは変わらないのかお聞かせいただきたい。

○都市計画課長 この都市機能誘導区域内に沼田病院が今現在も載っているというところ、それで今後撤退の予定が示されている病院にはなろうかと思うが、このエリアについては、沼田病院、あとは角田外科医院、休日診療所等、医療機能が比較的整っているエリアと考えている。沼田病院が撤退した後も、病院以外の医療機関がこの場で何かしらを展開できるような組立てができるよう、このエリアは変えない予定というか、あえてこの場所に沼田病院も含めたという意味がある。

○鈴木委員 もう1点別件であるが、例えば戸鹿野町でいえば、この南中学校を中心としたエリアが居住誘導区域から除外されている。私が子供の頃はこのエリアは畑ばかりで人があまり住んでいなかったが、今宅地造成が物すごい勢いで進んでいて、このエリアにこそ人が集中して住んでいるような気がする。農地を守るという観点と人を誘導するという観点は競合するのかなと思うが、実際もう畑が潰れて宅地になっているエリアだとすると、もう農地ではなくなっているわけであるから、このエリアは居住誘導区域になってもいいのではないかなと思うが、課長の認識をお聞かせいただきたい。

○都市計画課長 この居住誘導区域については、まずは既存の用途地域を前提に考えており、今後の人口減少社会を想定していかにコンパクトに区域を設定するかということも計画のポイントとなっている。鈴木委員のおっしゃったこのエリアの状況については承知しているところではあるが、上位計画である都市計画マスタープランであったり、用途地域を基準にこの計画を考えたということもあるので、御理解をいただきたいと思う。

○委員長 ほかに。副委員長。

○副委員長 都市機能誘導区域部分で、このオレンジの区域の中には、沼田市中心市街地活性化の区域が含まれていると思うが、今ずっと尾を引いている話と並行して進むのか。また見直しが考えられるのか。別々の話なのか。確認をさせていただきたい。

○都市計画課長 この立地適正化計画と区画整理の計画が別々のものかということであるが、エリアで考えたものがこの立地適正化計画になる。そのエリアでどういうことを実現していくということが区画整理になろうかと思うが、都市の将来像をこの立地適正化計画で描いて、その実現方策として区画整理事業をやっているというイメージで考えていただければと思う。資料6ページに誘導施策の設定とあるが、この中で都市機能誘導施策として、都市機能が集積するJR沼田駅から中心部の賑わいを創出します、という部分があるが、この賑わいを創出するための手法として区画整理事業をやっているという捉え方をさせていただければと思う。

○副委員長 大規模小売店というのは具体的にどれくらいのお店、イメージが湧くようなお店は何を想定しているのかということはお聞きできるか。

○都市計画課長 先ほどもお話しした1,000平米以上の店舗となると思うが、今このエリア外にもドラッグストア等が点在していると思うが、そのドラッグストアとかスーパー系というイメージは持っている。

○副委員長 幾つか新しいスーパーとかドラッグストアとかも既存であるが、そこは別にまた新たに誘致するのではなく、その店舗を中心に移転していただくような形になるのか。

○都市計画課長 移転ということではなく、そういう大型店舗を建てるのであれば、市とすればこのエリアに建てていただきたいというイメージの設定の仕方となっている。居住誘導もそうであるが、新たに居住をするのであればこの青いエリアの中にまずは第1候補として考えていただきたいというようなイメージの計画となっている。

○委員長 ほかに。中村委員。

○中村委員 まちづくりの方針等の設定というものが資料3ページに記載されているが、この中央に描かれている図面を見ると、合併後の利根地区と白沢地区コミュニティセンター周辺を中心という計画になっていると思う。利根地区が以前東村と赤城根村が合併して利根地区が出来上がって、その後沼田市になっているわけであるが、利根地区東村のほうは国道120号を中心に点在してくるかなと思うが、赤城根地区のほうは地方道の大間々線から南側地区、この辺の都市計画区域外についても、コミュニティや生活環境を維持して、公共交通ネットワークでつなぐ多極ネットワーク型都市構造と書いてあるが、この辺のイメージがいまいち湧かないというか、単に公共交通が移動して住民を運ぶというイメージだけなのか。

○都市計画課長 利根地区については、利根地区のコミュニティセンターの周辺をまずは地域生活拠点として位置づけ、国道120号が走っていると思うが、そこは公共交通のバスが通っていると。その利根地区の中でまず地域の拠点として、そこを位置づけましょう、その他の利根のエリアについては、コミュニティセンター周辺が利便性が高いエリア。さらに沼田市の中心部がさらに都市機能が整備されているというところで、コミュニティセンターからバスに乗ってもらって中心部で生活の買い物をしていただくとか、そういうことで生活を支えていくというイメージとなっている。

○中村委員 結局そのコミュニティセンター周辺以外の地域というのは、限界集落ではないが、誰も住まなくなるような地域に将来的になっていくのではないかとイメージが湧いてくるが、その状況の中でその辺の地域についてもある程度、立地適正化計画の中で線として公共交通で結ばれるような状況が取ればありがたいと思うので、その辺は検討していただければと思うが、今後、立地適正化計画の中で都市機能の誘導区域や居住誘導区域が定められているところで、今後沼田市が目指している企業誘致、新たに始まる沼田横塚産業団地も企業誘致を目指す、ある程度その辺で雇用される方々の人口増にもつながるのであろうが、雇用される方々の居住関係を、どのように考えているのかお伺いしたい。

○都市計画課長 企業誘致との関係性になるが、4月からこの立地適正化計画を公表する予定となっているので、企業誘致により人口が増え、住むところを探すときの候補地としてこの居住誘導区域を選んでいただくというような組立ては、産業振興課とも情報共有しながら進めていければとは考えている。

○中村委員 先ほど副委員長が質疑されたような街なかの区画整理が非常に課題というか、逆に考えると多くの可能性を秘めているわけであるが、区画整理の中で、関係する立地適正化計画として、その辺の考えがあればお聞かせ願いたい。

○都市計画課長 区画整理の中で街なか居住をさらに推進できるような施策をということであるが、今検討を始めようとしているのは、街なか居住という区画整理の中に、住んでいただくというような施策について、調査研究を始めようかという段階にはなっている。

○委員長 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 なければ自分からよいか。進行を代わる。

○副委員長 委員長。

○委員長 居住誘導区域で施設の誘導をするときに、どうしてもインセンティブが必要になってくると思う。そういったものは先ほど利子補給を考えているという話であったが、例えば商業施設を誘導するときには、今の都市計画課でそういったものを事業化して予算化していくのか。それとも商業施設だからそれは産業振興課で行うとか。その下の交流施設であれば市民協働課で事業化して予算を取っていくのかという、その辺の何か方針が決まっていれば伺いたい。

○都市計画課長 誘導するための仕掛けづくりというところであるが、現在具体的に検討が進んでいるのは、先ほど申し上げた居住誘導区域内に住んでくれる人に対しての利子補給制度を具体的に検討しているところである。それ以外の商業施設であったり交流施設を整備するためのインセンティブというところであるが、この計画をつくることによって、この中でどういうふう to 実現していくかという、その他の例えば都市再編集中支援事業という組立てであったりとか、もう1つ都市再生整備計画というものをつくって、そうすると建設費用に国の補助が得られたりとか、そういう組立てができる素地はできているという状況になる。具体的にどういうふう to 施設を引っ張ってくるか、造るかというのは今後の協議になる予定となっている。

○委員長 国の補助も使えるものはどんどん使ってもらってやっていただきたいが、いろいろところで同じような話をするが、どこか中心になる部署があって、そこから各課で連携していかないとうまくいかないのではないかといつも思っており、例えば商業施設を持っていくのに都市計画課と産業振興課が同じ立場でやっていると、どうしてもどっちがやった方がいいの、という悪く言えば押し付け合いみたいな形になってしまうと思うので、こういった形でしっかりと立地適正化計画ができていのであれば、都市計画課がしっかりと手綱を握ってもらって、各課でこういうことをやってください、各課で上がってきたものを取りまとめるという立場でやっていただけるのかなと考えているが、その辺をお聞かせいただきたい。

○都市計画課長 立地適正化計画をつくったのは確かに都市計画課になるので、都市計画課を中心 to ということになるかと思うが、事業の組立て方によっては、多少比重が変わってくる可能性もあるが、都市計画課はこの計画だけ、という話にはならないと思うので、その部分は連携して進めればと考える。

○委員長 以上で都市計画課を終了する。

以上で都市建設部各課の所管・調査事項報告を終了する。

それでは次回の委員会について、事務局より日程等を説明させる。事務局。

(事務局説明)

○委員長 説明が終わった。次回の委員会については、事務局からの説明のとおり実施したいと考えるが、これについてはよろしいか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○委員長 それでは、その日程ということで決定する。

以上で都市建設部を終了する。

(当局退室)

○委員長 休憩する。

午後2時27分～2時34分

○委員長 休憩前に引き続き会議を再開する。

(3) 経済部・都市建設部についての調査事項検討及び意見交換

○委員長 それでは(3)の経済部・都市建設部についての調査事項検討及び意見交換に入る。発言のある委員は挙手の上、願います。

なければ、前回の常任委員長連絡会議で確認してほしいと言われたことを出ささせていただく。農林課の森林経営台帳整備の進捗状況である。森林環境譲与税の関係で行っている台帳の整備が今どれくらい進んでいるのかというところと併せて、伐採後の植樹の状況がどうなっているのかということを確認してほしいということがあったので、こちらで調査をお願いしたい。

○中村委員 聞いて説明を受けられるか分からないが、北部工業団地の進捗状況というのは聞けるか。

○委員長 休憩する。

午後2時35分～2時36分

○委員長 休憩前に引き続き会議を再開する。

○中村委員 あと、この冬の期間に簡易水道が断水になったのは屋形原町であったか。

○委員長 休憩する。

午後2時37分～2時38分

○委員長 休憩前に引き続き会議を再開する。

市内の簡易水道の状況についてということで、その中で漏水であったり経営状況を確認してもらおうということでよいか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○委員長 それでは市内の簡易水道限定で、簡易水道の状況について。

○相澤委員 立地適正化計画の話聞いていて思ったが、これはもっと調査というか勉強したほうがいいのかと思っており、立地適正化計画の話をする以前の問題が結構大きい気がしている。鈴木委員の言った戸鹿野町のところは住宅が増えているけれど、そこは該当する計画があるのかという質疑は本質をついていて、重要なことと思って聞いていた。

要は、そこが都市機能誘導区域に入るかどうかというよりは、そこに出るほうが経済的メリットが大きいから、どんどん都市が肥大化していったということであると思う。それではなぜコスパが悪い街区が中心市街地内にできてしまっているのかということをもっと突き詰めて考えていかないと、そもそもの問題解決にならないと思う。あとはさっき言ったが、この資料の中には、大規模小売店が方針的には現在不足しているから誘導しましょう、となっているが、副委員長の質疑に対して言うと、ドラッグストアやスーパー等を想定しているという話であったが、本当に不足しているのかというのがちょっと……。何をもちり足りているのかとか、その辺も何かこちらで精査できるくらいのほうがいいのかというか。そもそも立地適正化的な話をする手前の話というか、そこをどうすればいいのかと考えていたが、そこをもう少し勉強できたらいいと思った。どうか。

○委員長 今回の調査事項というよりは、都市機能の部分についてもう少し勉強したほうがよいということであった。

○中村委員 よいのではないか。

○相澤委員 空き家に対して取り壊すことには補助金が出る。しかしコンバージョン、用途変更に対しては出ない。どちらがよいのか、そういう検討もなされていないと思う。議会でも、空き家を取り壊す補助金をもう少し増やしましょうみたいな要望は出るが、そういうものも少し検討する余地があるのかなと感じた。

沼田市の現状がどうなっていて、社会の現状はどうなっていて、それに対してどういうことが必要なのか。立地適正化計画にはその内容が盛り込まれているか。沿ってつくられているという内容でないと、合っていないのではないかみたいな、直感とか感覚から、多分鈴木委員や副委員長がそういう疑問を出してくれたと思うので、そこを精査していく必要があるのかなと思う。何か委員会で議論する余地はある気がした。

○委員長 テーマは大きいけど、委員会として勉強して提案なり提言をしていけるテーマだと思うので、すぐにといい話ではないが、来年度以降の委員会のテーマにしてもいいのかなとは感じたので、その辺も含んでおいてもらって勉強を進めていければと思う。

○相澤委員 次が4月の委員会になるかと思うので、そこでもう一度いろいろ精査して、もしよかったら1年間のテーマをこの都市計画であったり、立地適正化計画であったり、1年を通して勉強していくということで、来年の3月か2月頃に要望書を持っていけるような方向に持っていくというのはどうか。

○委員長 皆さんいかがか。最終的には4月くらいにもう一度確認を取らせてもらうが、今相澤委員から出た都市計画に対してのものであったり、立地適正化計画という部分ではないと思うが、その辺をちょっと勉強して提言ができる形に、ということであるが、含んでおいていただいて、4月にもう一度確認をさせていただければと思う。そのほかにも1年を通してこれがやりたいということがあれば、言っていただければその場で皆さんで話し合っ、て、どういテーマでいくかということをもた決めさせていただければと思う。

ほかに何かあるか。

○中村委員 確認の意味も込めて、3・3・1環状線と県道の交差点もそうであるが、その後の計画について。全体で出しておいて多く聞けるほうがよい。

○委員長 3・3・1環状線の令和8年度の工事の状況と今後の見通しについてということでもよいか。

○中村委員 はい。

○委員長 ほかに。

○中村委員 今年度の除雪の状況はよいか。

○委員長 令和7年度の道路の排雪状況か。

○中村委員 そんなには降らなかったから。まだこれから降るかもしれないが。そんなに苦情は出ていないと思うが、今ほとんど新設の除雪路線は受け付けていない。

○委員長 では建設課で、令和7年度の道路の除排雪状況ということでもよいか。

○中村委員 お願いします。

○委員長 ほかに何かあるか。

○相澤委員 令和6年度に経済建設常任委員会で都市の景観であったり、景観行政団体に移行していくことを要望するという要望書を出したが、それを受けて令和7年度に担当課でどのような協議や活動がされたのかということ伺いたい。

○委員長 令和6年度の委員会要望に関する検討状況というような形か。  
ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 なければ意見交換についてはよろしいか。以上で調査事項の検討と意見交換を終了する。ここで調査事項について事務局に確認をさせるのでお聞き取りいただきたい。事務局。

(事務局 調査事項について確認)

○委員長 確認が終わった。ただいまの内容のとおりとさせていただくのでよろしく願います。

休憩する。

午後3時00分～3時30分

○委員長 休憩前に引き続き会議を再開する。

(4) 今後の日程について

○委員長 ここで事務局から連絡事項があるので、お聞き取りいただきたい。

(事務局説明)

○委員長 説明が終わった。皆さんそのように御承知おきいただきたいと思うのでよろしく願います。

ほかに、委員から何かあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 なければ、以上で経済建設常任委員会を終了する。